

再三の中止要請にもかかわらずNLPを強行



6月5日に米空母キティホークが横須賀に入港して以来、同空母艦載機による激しい騒音が、約4カ月にわたり続きました。

厚木基地の基地開放日に行われた「展示飛行」や昼夜に及ぶ訓練は、すべての大和市民に対して、艦載機による甚大な騒音被害をもたらすものとなりました。

中でも、8月25日に国を通じて通告があったNLP（夜間連続離着陸訓練）は、9月に2回も厚木基地で行うという、かつてない通告でした。

通告の内容は、9月5日から8日まで実施された1回目のNLPは、硫黄島での訓練は予定されず、厚木基地と青森県の三沢基地で実施する計画となっていました。これは、平成5年からNLPを硫黄島で実施するようになり、NLPは同島を基本として実施してきたこれまでの経過を全く無視する内容でした。

更に、9月18日から20日まで行われた2回目のNLPは、初めから厚木基地での実施を予定していました。当初は22日まで予定しながら、硫黄島でのNLPが悪天候のために予定どおり訓練ができなかったことを理由に、日程が二日間延長し、24日まで実施するという内容でした。

激しい飛行が繰り返し行われたため、市民から寄せられた苦情は、2回目のNLPが実施された三日間だけで、405件という膨大な件数に登

りました。

特に騒音がひどかった19日は、NLPが始まった午後6時30分から午後10時3分までの間に、100dB以上の騒音が80回も記録されるなど、平穏な市民生活を破壊する許しがたい騒音でした。市民からの苦情は、この時間帯だけで、市へ123件も寄せられています。

このような艦載機による騒音被害は、とうてい市民が我慢できるものではなく、日米友好という考え方にもひびが入りかねない状況です。

市は、市民感情を無視しているこれらの行為に対し、10月7日に開催した大和新能など、市が主催する行事などには、当分の間、米海軍厚木基地関係者を招待しないことを表明し、強い抗議を表しました。

このような状況の中で、2回目に実施されたNLPは、予定よりも早い20日に終了しました。

なお、米空母キティホークは、9月28日に横須賀を出港し、演習などを行った後、11月下旬ごろに再び入港すると一部で報道されています。

市は、今後も厚木基地に関するさまざまな問題に対して、全力で取り組んでいきます。

問い合わせは、市役所基地対策課基地対策担当(2660)5310へ。

市内初の知的障害者更生(入所)施設が開所

市内初の知的障害者更生(入所)施設となる「福田の里」(福田)が10月1日に開所しました。

同施設は、社会福祉法人福慶会(関水正雄理事長)が設立し、運営していきます。建物は4階建てで、50人(男性37人、女性13人)の知的障害者が生活しています。また、長期入所者だけでなく、1週間程度の短期入所者の受け入れもできます。

更に、地域の人たちが利用できる交流スペースを設けるなど、地域に開かれた施設を目指します。そして入所者も地域の廃品回収や公園清掃などに積極的に参加するなど、地域社会への参加も進めていきます。

また、同施設の1階には、身体障害者の在宅生活を支援する「福田の里デイサービスセンター」(定員15人)を併

設し、来年4月のオープンを予定しています。市では、同施設を障害者福祉サービスの拠点施設と位置づけ、積極的に支援していきます。

問い合わせは、保健福祉センター障害福祉課療育相談担当(2660)5666へ。



「21世紀に残したい大和の風景」 締め切り迫る!



皆さんが、21世紀に残したいと思う大和の風景の応募締め切りが迫っています。

【募集内容】

あなたが「残したい」と思う市内の美しい風景を、次のいずれかの方法でお寄せください。

- (1)写真▶ モノクロまたはカラープリントで2L判まで。ただし現存する市内の風景写真
- (2)絵▶ 画材は自由、大きさは四つ切り(254×305mm、画用紙は5号)まで
- (3)文章▶ 表現方法は自由。残したい市内の風景を描写した文章。400字詰め原稿用紙2枚以内。

※(1)と(2)は場所の説明と選んだ理由を別紙に書いてください。

【応募方法】

住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を書いて、〒242-8601 市役所秘書広報課まで郵送。または持参してください。文章はEメールでも可。一人につき1点まで。

※作品は返却しません。

【対象】

市内在住、在勤、在学者。

【締め切り】

10月31日(火)必着。お寄せいただいた「風景」は、広報やまと平成13年1月1日号以降で発表します。



問い合わせは、同課広報担当(260)5314へ。

E-mail:kouhou@gov.city.yamato.kanagawa.jp

市民に開かれた市政を目指して 新たに「情報公開条例」を制定

市は、より公正で透明な行政運営を目指すため、現行の「公文書公開条例」を全面的に改正し、新たに「情報公開条例」を制定しました。

新たな条例には、主に二つの大きな特徴があります。一つは、「住民自治の理念」、「知る権利の尊重」、「市の説明する責務」、「市民の市政への主体的関与」などの理念を条文中に明記したこと。もう一つは、公開対象範囲を拡大し、電磁的記録を公開の対象とする点にも、原則公開を徹底するため、非公開情報を個人情報などに限定して明確にするなど、市民の皆さんがより利用しやすいように改善したことです。

◇
問い合わせは、市役所行政改革推進課情報公開担当(260)5334へ。

現行の条例では、公開対象を事実決定手続きが完了した公文書に限定していましたが、しかし、新たな条例では、政策形成過程のものやフロッピーディスクなどの電子データも公開の対象とするなど、対象範囲を拡大することとしました。

また、非公開情報の明確化では、これまで非公開としてきた「国等との協力関係情報」の条項を削除するとともに、公開対象としての情報を、①個人に関する情報、②法人等に関する情報、③審議、検討、調査研究などに関する情報、④事務事業の実施に関する情報、⑤法令及び条約秘に関する情報、⑥公共の安全と秩序の維持に関する情報、の6項目に限定しています。

更に、情報の請求権者を市民などに限定せず、だれでも情報公開の請求ができるようにし、コピーなどの実費以外は手数料を徴収しないなど、より充実した制度となるよう改善しました。

同条例は、来年4月1日から施行します。

高齢者ケアセンターを建設

来年10月にオープン



市は、柳橋2丁目の県営高座渋谷住宅の敷地内に複合福祉施設「(仮称)桜ヶ丘ケアセンター」をこのほど着工しました。

同施設は、延べ床面積約1000㎡、鉄筋コンクリート造り2階建てで、来年10月のオープンを目指しています。

同施設では、介護保険サービスの柱である「高齢者デイサービス」をはじめ、高齢者や障害者、子育てなど、幅広く福祉サービスを提供していきます。

同時に建設される県営住宅は、36戸中19戸が高齢者向けの部屋で、車いすでも楽に移動ができるように段差がないバリアフリー構造にするなど、高齢者にやさしい配慮がなされています。

市では、同施設を市南部地域における保健福祉サービスの拠点と位置づけ、社会福祉の充実に努めていきます。

◇
問い合わせは、保健福祉センター高齢者福祉課高齢者福祉担当(260)5611へ。